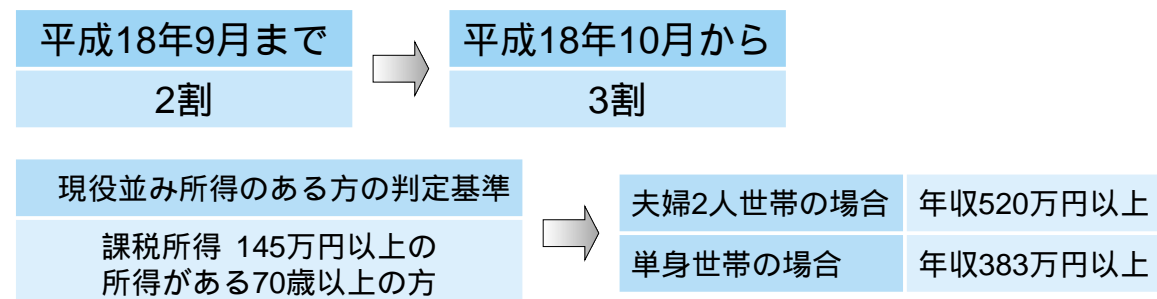


国保と老人保健の一部が変わります

保健福祉課介護医療係 ☎52 2144

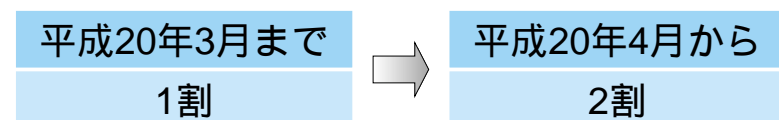
70歳以上の医療費自己負担の変更（平成18年10月から）

70歳以上または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並みの所得のある一定以上の所得者（ ）は、医療費の自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。



70歳から74歳までの医療費自己負担の変更（平成20年4月から）

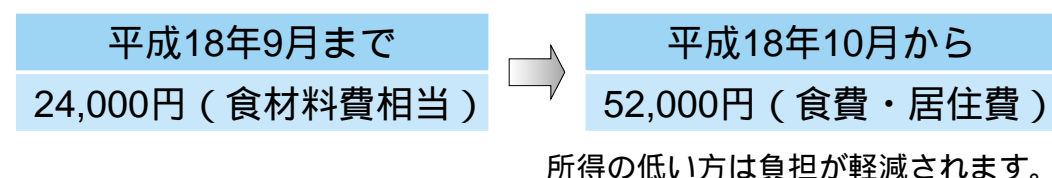
一般所得者の70～74歳までの方は、平成20年度から医療費の自己負担割合が1割から2割に引き上げられます。



食事・居住費の負担の見直し（平成18年10月から）

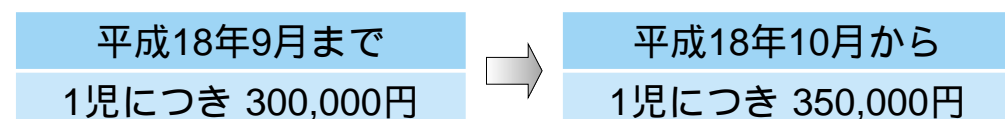
療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食料費相当のみを負担していましたが、今回の改正により食費と居住費を負担することになります。

【一般所得者または現役並み所得者の場合】



出産育児一時金の見直し（平成18年10月から）

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給が、現行の30万円から35万円に引き上げられます。



高額療養費の自己負担の変更（平成18年10月から）

医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請により負担限度額を超えた分として支給される高額療養費が、今回の改正で次のように一部が引き上げられます。

《70歳未満の方の場合》 同じ方が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、【表1】のとおり変更されます。

【表1】高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）

平成18年9月まで			
区	分	3回目まで	4回目以降
一	般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%	40,200円
上	位 所 得 者	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%	77,700円
住	民 税 非 課 税 世 帯	35,400円	24,600円



平成18年10月から			
区	分	3回目まで	4回目以降
一	般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上	位 所 得 者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住	民 税 非 課 税 世 帯	35,400円	24,600円

上位所得者：基礎控除後の総所得金額などが一定額を超える世帯

《70歳以上の方の場合》 同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、【表2】のとおり変更されます。

【表2】高額療養費の自己負担限度額（70歳以上）

平成18年9月まで			
区	分	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
一	般	12,000円	40,200円
一	定 以 上 所 得 者	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% (4回目以降の場合は40,200円)
低	所 得 者		24,600円
低	所 得 者	8,000円	15,000円



平成18年10月から			
区	分	外来（個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
一	般	12,000円	44,400円
一	定 以 上 所 得 者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4回目以降の場合は44,400円)
低	所 得 者		24,600円
低	所 得 者	8,000円	15,000円

一定以上所得者：同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある方
 低所得者：同一世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得の場合は80万円）を差し引いたときに0になる方
 低所得者：同一世帯全員が住民税非課税で、低所得者 以外の方